

| | |
|------|------|
| 委託番号 | 8011 |
| 契約形態 | 業務委託 |

仕 様 書

- 1 件 名 自家用電気工作物保安点検業務委託（新田西文化センター）
- 2 履行期間 令和7年（2025年）4月 1日から
令和8年（2026年）3月31日まで
- 3 履行場所 草加市清門三丁目49番地1
草加市立新田西文化センター
- 4 支払方法 業務完了払（年1回払）
- 5 委託内容
 - (1) 保安点検
 - ① 対象設備 契約設備電力 90KW
 - ② 点検項目
 - ア 月次点検 隔月（5月、7月、9月、11月、1月、3月）
 - イ 絶縁監視装置を設置し、漏電等の異常を監視すること。異常発生時には、市が指定する者に直ちに連絡すると共に、現場での応急作業及び安全上必要と思われる対応をすること。
また、設置及び撤去費用は、受注者の負担とする。
 - ウ 年次点検 年1回 11月3日（月）
 - エ 臨時点検（必要に応じて）
 - ③ 点検方法 電気事業法に基づく自家用電気工作物の保安点検
 - ④ 報 告 点検終了後、速やかに書面をもって報告のこと。
 - (2) 高圧受電設備清掃業務
 - ① 対象設備 125KVA
 - ② 清掃回数 年1回
 - ③ 清掃方法
 - ア キュービクル内の床及び配電盤表面等の埃はブローアーマたは、掃除機で除去する。
 - イ 高圧母線、遮断器、碍子、変圧器等に付着した埃は、乾布で払い落とす。

ウ 碍子、ブッシング等は、乾布またはシリコンクリーナー等を用いて清掃する。

④ 停電及び送電

清掃作業の日程等は、事前に施設長と調整のうえ決定すること。

また、停電に際して事前に負荷の状態を把握し、無充電を確認のうえ短絡設置用具を取り付ける。作業終了後は、使用した用具、工具、器具等の置き忘れ、または接続部の緩み等がないかを確認し送電を開始する。

送電後、負荷の状態確認をする。

⑤ 報 告

作業終了後、速やかに作業終了報告書をもって報告のこと。

6 その 他

(1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

(2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

(3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

① 受注者及び受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

(4) 仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

(5) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。

(6) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

7 問合せ先

(1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所 契約課

電話048（922）1129（直通）

(2) 契約締結後の問合せ先

草加市立新田西文化センター 初田

電話048（942）0778（直通）